

審査基準及び標準処理期間の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	許認可等の種類	処分権者 (担当課)
8	青森市水道事業条例施行規程	第8条 第1項	受水タンク以下の装置への水道 メーター設置の申込み	青森市公営企業 管理者企業局長 (施設課)
<p>審査基準</p> <p>(受水タンク以下の装置へのメーターの設置等)</p> <p>第八条 受水タンク以下の装置の所有者で、条例第十一条第二項ただし書の規定による当該装置へのメーターの設置を希望するものは、受水タンク以下の装置への水道メーター設置申込書(様式第二号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第十一条第二項ただし書の規定によりメーターを設置することができる受水タンク以下の装置は、次に掲げる条件に適合したものでなければならない。</p> <p>一 住居部分と非住居部分に使用上区分され、かつ、住居部分の水道が家事用として使用されること。</p> <p>二 当該装置の位置が、メーターの設置、取替え及び検針の作業等に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>3 条例第十一条第二項ただし書の規定によるメーターの設置は、前項第一号に規定する住居部分に限るものとする。</p> <p>4 管理者は、第一項の規定による申込みの承認を決定したときは、当該申込者に通知するものとする。</p> <p>5 メーターを設置した受水タンク以下の装置の管理責任は、当該装置の所有者が負うものとする。</p>				
標準処理期間				
経由機関での期間		処理機関での期間		計
		うち協議機関での期間		
日		7 日		7 日

整理年月日	・	・
-------	---	---

受水タンク以下の装置への水道メーター設置申込書

年 月 日

青森市公営企業管理者 様

氏 名 印

青森市水道事業条例施行規程第8条第1項の規定に基づき、受水タンク以下の装置への水道メーター設置の申込みをします。

(ふりがな) 申 込 者 氏 名
申 込 者 住 所	
(ふりがな) 受水タンク以下の装置の 所 有 者 氏 名
受水タンク以下の装置の 所 有 者 住 所	
水道メーターの設置場所	
水道メーターの口径	ミリメートル
水道メーターの数量	個

注 1 受水タンク以下の装置の所有者が多数の場合は、代表者が申込みしてください。

2 受水タンク以下の設計図及びしゅん工図を添付してください。

備考 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込み式とする。

受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市水道事業条例(平成17年青森市条例第223号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、受水タンク方式の集合住宅の受水タンク以下の装置に設置された水道メーター(以下「戸別メーター」という。)による戸別の使用水量の計量及び水道料金等の徴収(以下「戸別計量徴収」という。)に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(適用の要件)

第2条 この要綱を適用する集合住宅は、青森市水道事業条例施行規程(平成17年青森市水道部管理規程第27号。以下「施行規程」という。)第8条第2項で定めるもののほか、次に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 各戸にそれぞれ独立した給水設備が設置されていること。
- (2) 受水タンク以下の装置の構造及び材質は、一般の給水装置に準じたものであること。
- (3) 受水タンクの前に設置された水道メーター(以下「親メーター」という。)及び集合住宅の直結給水方式部分に設置される水道メーターは、戸別メーターと同一器種とすること。
- (4) 水道メーターの設置位置等は、別に定める給水装置工事施行指針に適合していること。ただし、建物内部に設置する戸別メーターは、凍結防止の措置を講じ、損傷のおそれのない箇所に水平に取り付け、取り替え作業等に支障がないように設置すること。

(審査)

第3条 公営企業管理者(第5条第1号を除き、以下「管理者」という。)は、施行規程第8条第1項による申込みがあったときは、その要件について審査し、必要な指示を行うことができる。

(契約)

第4条 管理者は、前条の審査の結果、要件に適合すると認めるときは、「受水タンク方式の集合住宅における戸別計量等に関する契約書」により戸別計量徴収等に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。

2 契約の内容は、別紙様式を標準とする。

(管理人の選定)

第5条 集合住宅の所有者又は所有者が多数の場合における代表者（以下「所有者等」という。）は、次に定める事項を処理させるため、管理人を選定し、管理人選定届（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 使用者に対し、受水タンク以下の装置の操作等について十分指導し、善良なる管理者の注意をもって水道を使用させなければならないこと。
- (2) 使用者に対し、水道使用の開始、休止、中止及び廃止について、事前に届け出させなければならないこと。
- (3) 親メーターと戸別メーターとの水量差に係る水道料金等の納入に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、戸別計量徴収等の業務が円滑に遂行できるよう協力しなければならないこと。

(水道メーターの設置等)

第6条 管理者が貸与し設置する水道メーターは、電子式メーターとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 管理者が貸与する電子式メーター及び集中伝送盤は、青森市指定給水装置工事事業者が設置し、その費用は所有者等の負担とする。
- 3 水道メーターに接続する配線、端子ボックス、中継器、T-NCU、AC-100V電源及びメーター保護カバーの設置に要する費用並びに電気料金は、所有者等の負担とする。
- 4 計量のための通信に使用する電話回線は、専用回線とし、専用回線設置届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による専用回線の設置に要する費用及び基本使用料は、所有者等の負担とする。
- 6 計量のための通話料金は、管理者の負担とする。
- 7 水道メーターの検定期間満了に伴う取り替えに要する費用は、管理者の負担とする。

(維持管理)

第7条 受水タンク以下の装置の維持管理及び水質の管理は、所有者等の責任とする。

(計量及び料金の徴収方法)

第8条 管理者は、条例第22条第1項に規定する毎月の定例日に、親メーター及び戸別メーターの検針を行う。

2 各使用者の水道料金等の算定は、戸別メーターの検針によって計量した使用水量をもって行う。

3 親メーターの検針によって計量した使用水量が、使用者ごとの戸別メーターの検針によって計量した使用水量の合計に比して著しく多い場合は、当該使用水量の差に係る水道料金等は、所有者等から徴収する。

4 各使用者の水道料金等の納入方法は、口座振替とする。ただし、使用期間が短期間であることその他のやむを得ない事由があると認めるときは、納入通知書により管理者が指定する金融機関への納入によることができる。

(検査)

第9条 管理者は、水道の管理上その他必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について検査することができる。

2 所有者等は、前項の検査において異常が確認された場合には、速やかに改善しなければならない。

(入館時の取扱い)

第10条 所有者等及び管理人は、管理者が計量、開閉栓及びメーター取り替え等の業務を円滑に遂行できるようにしなければならない。

(届出の義務)

第11条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに管理者へ届け出なければならない。

(1) 所有者等に変更があったとき。

(2) 管理人に変更があったとき。

(3) 受水タンク以下の装置の改造又は撤去等の工事を行うとき。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日の前日までに、合併前の受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱（平成13年実施）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月16日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日の前日までに、受水タンク方式の集合住宅へのメーター設置等に関する取扱要綱（平成17年4月1日実施）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

様式第1号（第5条関係）

管理人選定届

青森市公営企業管理者 様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

印

次のとおり管理人を選定したので届け出ます。

集合住宅の所在地	
集合住宅の名称	
管理人の 住所・氏名等	住 所 フリガナ 氏 名 印 電話番号 勤 務 先

（備考） 1 管理人は、管理人の住所・氏名等欄に同意の印を押印すること。

2 勤務先は、部、課の名称まで詳細に記入すること。

様式第2号（第6条関係）

専用回線設置届

青森市公営企業管理者 様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名 印

次のとおり専用回線の設置の届出をします。

集合住宅の所在地	
集合住宅の名称	
専用回線の 電話番号	

受水タンク方式の集合住宅における戸別計量等に関する契約書

青森市 番 号の集合住宅（以下「本物件」という。）に係る水道メーター（以下「メーター」という。）の戸別計量、費用負担、水道料金の徴収方法等に関し、青森市企業局水道部（以下「甲」という。）と本物件に係る受水タンク以下の装置の所有者である 以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結した。

（メーターの貸与等）

- 第1条 甲が乙に貸与するメーターの種類は、電子式メーターとする。
- 2 メーターは、受水タンクの前及び本物件の入居者（以下「使用者」という。）の各戸別に設置する。
- 3 甲は、メーターのほか、乙に集中伝送盤を貸与する。

（メーターの設置等に係る費用負担）

- 第2条 前条のメーター及び集中伝送盤並びに乙が所有する接続設備（当該集中伝送盤に接続する配線、端子ボックス、T-NCU、AC-100V電源及びメーター保護カバーをいう。以下同じ。）の設置は、青森市指定給水装置工事事業者が施工し、その費用は乙の負担とする。
- 2 メーターの検定期間満了に伴う取替えは、甲が行い、その費用は甲の負担とする。

（メーター等の使用に係る費用負担等）

- 第3条 メーター、集中伝送盤及び接続設備の使用に伴う電気料金は、乙の負担とする。
- 2 使用水量の計量のための通信に使用する電話回線は、専用回線とする。
- 3 前項の専用回線の設置に要する費用及び基本使用料は、乙の負担とする。
- 4 乙は、専用回線を設置しようとするときは、あらかじめ、専用回線設置届を甲に提出しなければならない。
- 5 使用水量の計量のための通話料金は、甲の負担とする。

（計量及び料金の徴収方法）

- 第4条 甲は、青森市水道事業条例（平成17年青森市条例第223号。以下「条例」という。）第22条第1項に規定する毎月の定例日に、第1条第2項の規定により受水タンクの前に設置したメーター（以下「親メーター」という。）及び同項の規定により各戸別に設置したメーター（以下「戸別メーター」という。）の検針を行う。

- 2 各使用者の水道料金等の算定は、戸別メーターの検針によって計量した使用水量をもって行う。
- 3 親メーターの検針によって計量した使用水量が、使用者ごとの戸別メーターの検針によって計量した使用水量の合計に比して著しく多い場合は、当該使用水量の差に係る水道料金等は、甲が乙から徴収する。
- 4 各使用者の水道料金等の納入方法は、口座振替とする。ただし、使用期間が短期間であることその他のやむを得ない事由があると認めるときは、納入通知書により甲が指定する金融機関への納入によることができる。

(逆流防止措置等)

第5条 本物件に係る給水装置の逆流防止のための措置は、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙は、逆流防止措置として、貸与されたメーターに維持管理可能な逆止弁を設置するものとする。
- 3 乙は、空気抜き装置を設置するものとし、当該装置の設置位置及び構造は、甲が指定する。
- 4 ウォーターハンマ等に起因して、適正な使用水量が計量されなかったと判断される場合は、水道料金の支払い及び給水設備の改善について甲乙協議のうえ対処するものとする。

(維持管理及び水質の管理)

第6条 乙は、青森市水道事業条例施行規程（平成17年青森市水道部管理規程第27号。以下「施行規程」という。）第8条第5項の規定に基づき、給水装置に付帯して設けられる受水タンクのボールタップ以下の装置の維持管理及び水質の管理を行う。

(管理人の選定)

第7条 乙は、条例第14条第1項の規定に基づき管理人を選定し、遅滞なく施行規程第11条の規定に基づき給水装置管理人届を甲に提出しなければならない。

(管理人の処理事項)

第8条 管理人は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 使用者に対し、受水タンク以下の装置の操作等について十分な指導を行うこと。
- (2) 使用者に対し、善良なる管理者の注意をもって水道を使用しなければならないことを周知させること。

- (3) 使用者に対し、条例及び施行規程並びにこの契約に基づき水道の使用の開始、休止、中止等について、事前に甲に届け出なければならないことを周知させること。
- (4) 甲が業務を円滑に処理できるよう協力するとともに、使用者に対し、甲への協力を要請すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者に対し、条例及び施行規程並びにこの契約の内容を周知させ、これらの内容を遵守させること。

(検査)

第9条 甲は、水道の管理のためその他必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について検査することができる。

2 乙は、前項の検査において異状が確認されたときは、速やかに改善のための措置を講じなければならない。

(入館時の協力)

第10条 乙及び管理人は、甲が使用水量の計量、開閉栓、メーターの取替え等必要な業務のため本物件に入館するときは、当該業務を円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(届出)

第11条 乙は、条例第15条第2項各号に掲げるもののほか、受水タンク以下の装置の改造又は撤去等の工事を行うときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(免責)

第12条 水道に関する法令並びに条例及び施行規程に基づき、甲が給水停止等の措置を講じた場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反している場合において、当該違反を是正するよう指導してもなお改善されないときは、この契約を解除し、戸別検針による料金徴収を取り止めることができる。

2 甲は、前項の規定による契約解除に伴い、受水タンク以下に設置されているメーターを撤去することができる。

3 第1項の規定による契約解除によって、乙に損害が生じることがあっても、甲は、その責を負わない。

(その他)

第14条 乙は、水道の使用に際し、条例及び施行規程並びにこの契約の内容を誠実に履行しなければならない。

2 条例及び施行規程並びにこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

(契約の有効期間)

第15条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間が満了するまでに、双方が特段の意思表示をしなかった場合は、契約期間は更に1年間継続するものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 青森市奥野一丁目2番1号
青森市公営企業管理者

印

乙

印